

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認青森地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人は、昭和54年4月から同年6月までの期間及び同年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年4月から同年6月まで
② 昭和54年10月から同年12月まで

仕事の関係上出張が多く、国民年金保険料を納付できずにいた。しかし、督促の通知や滞納していた過年度分の納付書が届くと、自分が直接市役所の窓口か市役所内の金融機関で保険料を納付してきたので未納となっていることには納得できない。

特に、申立期間①と②の間の期間については納付が確認できたにもかかわらず、申立期間の納付が確認できなかったことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は計6か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、昭和53年1月から昭和56年度までの期間の国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料を時効前に過年度納付しているにもかかわらず、生活状況にも特に変化は無く、保険料の納付が可能であったとみられる申立期間のみを過年度納付しなかったとは考え難い。

さらに、当初未納とされていた昭和54年7月から同年9月までの国民年金保険料が、社会保険庁の管理する国民年金被保険者台帳（特殊台帳）で保険料が納付されていたことが確認できたことから、平成20年6月5日に社会保険庁において記録訂正を行っている上、当該特殊台帳の昭和

54年度の保険料の納付記録を見ると、過年度納付印が6か月分押印されているものの、納付月数は3か月と記載されているなど、行政側の記録管理に不備がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から43年3月まで

私は、A県B市のC店に住込みで勤務していた際、事業主から「20歳になったので国民年金に加入するか。」と聞かれ「はい。」と答え市役所から交付された手帳を見せてもらった。保険料は事業主が所得申告時に年払いしてくれていた。勤務先はいろいろ変更したが、事業主に国民年金手帳を預けていて納めてもらっていたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は7年間と長期間であるとともに、申立人が勤務していたC店の事業主が国民年金手帳を保管し、国民年金保険料を納付してくれていたはずと主張しているが、申立人の事業主が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金への加入手続及び保険料の納付にほとんど関与していないため、具体的な加入状況、保険料の納付状況等が不明であり、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年12月6日に払い出されており、その時点では、申立期間の国民年金保険料は既に時効により納付できない期間であるほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、この期間の保険料を納付するには特例納付によることとなるが、申立人及び事業主が特例納付を行った形跡は見られない。

さらに、一緒に勤務していた同僚及び事業主からも申立期間について

申立人の国民年金保険料を事業主が納付していたことをうかがわせる具体的な証言は得られなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年8月から51年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年8月から51年5月まで

申立期間に係る国民年金保険料の納付記録について照会したところ、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

私は、昭和46年か47年ころA県B区C町に住所を移し、区役所の納付書で1万6,000円くらい支払したが納付記録が無い。確かに申立期間は納付していた記憶があるので、申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年7月13日に払い出されており、その時点では、申立期間の一部が時効により納付できない期間であるほか、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、「昭和46年か47年ころA県B区C町に住所を移し、区役所の納付書で1万6,000円くらい支払した。」と主張しているが、当時の国民年金保険料額は昭和46年度5,400円、47年度6,300円であり大きく相違している。

さらに、申立期間が106か月と長期間である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 28 年 12 月 31 日から 29 年 9 月 1 日まで
②昭和 29 年 10 月 4 日から 31 年 10 月 1 日まで

申立期間①及び②について照会したところ、厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答だった。この期間についても勤務していたと記憶しているので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

申立期間①については、元同僚が、「申立人はA社に勤務していたことは記憶している。」としているものの、その勤務期間までは特定できない。

また、社会保険事務所が管理するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間における整理記号番号に欠番は無く、申立人の厚生年金保険被保険者記録は、昭和 24 年 7 月 1 日資格取得、26 年 9 月 1 日資格喪失、28 年 2 月 5 日資格取得、同年 12 月 31 日資格喪失とされており、これ以降、申立人が再度、A社において厚生年金保険の資格を取得したことを確認することはできない。

申立期間②については、元同僚が、「申立人はB社に勤務していた。勤務期間は社会保険事務所の記録で確認できる約 1 か月より長かったと思う。」と証言しているが、その勤務期間、勤務時期については明確でない。

また、社会保険事務所が管理するB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間における整理記号番号に欠番は無く、申立人

の厚生年金保険被保険者記録は昭和 29 年 9 月 1 日資格取得、同年 10 月 4 日資格喪失とされており、これ以降、申立人が再度、B 社において厚生年金保険の資格を取得したことを確認することはできない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年12月16日から5年11月15日まで

私は、平成4年6月16日から7年3月31日まで、A社に勤務形態の変更も無く、継続して勤務していたのに厚生年金保険が未加入となっているところがあるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

また、申立期間については、雇用保険の被保険者台帳に申立人の加入記録が無い上、申立人と同時期に働いていた従業員からは、「申立人は入社して半年くらいで退職した。」との証言がある。

さらに、申立期間の特別支給老齢厚生年金の給付状況を見ると、申立期間のうち、60歳から受給した特別支給老齢厚生年金が在職者老齢年金の調整による年金が支給停止されていないことから、申立期間は厚生年金保険に加入していなかったものと推認される。

加えて、社会保険庁が管理するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、申立人は、平成4年12月16日に資格喪失し、5年11月16日に資格を再取得するまでの間における健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に

判断すると、厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 10 月から 40 年 10 月まで

申立期間における船員保険の加入記録について照会したところ、加入した事実が無い旨の回答をもらった。

私は、A社（現在はB社）の臨時雇いとして外地事業部に所属し、「C丸」という漁船に乗船していた。昭和38年11月ごろにD半島沖で運航テストを行った上でEに派遣され、39年1月ごろから約半年間、えびの試験操業に従事した。試験操業が終了し、他の船員が帰国した後も、現地で同船の保守管理に従事していた。

申立期間以前にも、同事業所の臨時雇いで働いたが、すべて船員保険の被保険者となっている。申立期間だけが未加入であったとは考えられないので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社において、Eの現地責任者だった経験もある元役員及びF組合に保管されている組合員記録により、申立人が申立期間について、同社が実施したえびの試験操業に従事していたことは確認できるが、船員保険料を事業主より給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

また、事業主は、「申立人に係る人事記録は、当社の正社員となった昭和41年11月以降から記載されており、申立期間における勤務実態は確認できない。」と回答している上、申立人は、当時の船員手帳を所持していないことから、具体的な雇入れ及び雇止め期間、「C丸」の規格並びに船長の氏名を特定することができない。

さらに、A社元役員の証言によると、申立期間当時、Eのえび試験操業

で使用された「C丸」は、総トン数が 20 トン未満であったと考えられる上、申立人及び元役員の証言によると、試験操業は同船 1 隻で実施されており、他の大型母船の附属船と見なすこともできなかったことから、同船は、当時の船員保険法の規定上、船員が船員保険被保険者となるための要件を満たしていなかったものと推認される。

加えて、申立人が船員保険被保険者となり得た場合、手続をした可能性がある A 社本社、同社 G 支社（船舶部及び手操部）、H 出張所及び I 支社における船員保険被保険者名簿（延べ 1 万 5,515 人分）を確認したが、申立人の氏名は見当たらない上、申立人が名字のみ記憶している同僚を特定することは困難であった。

なお、試験操業当時、E での責任者だった J 氏は、事業を契機に、同社手操部での船員保険被保険者から同社本社における厚生年金保険被保険者に切り替わっていることから、申立人の同社本社における厚生年金保険被保険者記録について、厚生年金保険事業所別被保険者名簿により確認したが、整理記号番号に欠番は無く、延べ 920 人の中に申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年から 40 年まで (月日不詳)
② 昭和 41 年から 43 年まで (月日不詳)

私は昭和 38 年春頃に A 社 B 支店 (現在は C 社 D 支店) にて雇用され、その後、約 2 年間に渡って継続して勤務しており、その間給与から厚生年金保険料を控除されていたと思う。

また、昭和 41 年に E 社にて雇用され、その後、約 2 年間に渡って継続して F 町の現場で勤務しており、その間も給与から厚生年金保険料を控除されていたと思う。

したがって、二つの申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、A 社 B 支店は、「関係書類が無いため不明であるが、申立人が勤務していたとする場所及び仕事内容等から、申立人はおそらく当社において働いていたものと思われる。」と証言していることから、申立人が同事業所に勤務していたことは推認することができるものの、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

また、申立人は申立期間当時の記憶が曖昧であり、同事業所での勤務期間を覚えていない上、当時の同僚等^{あいまい}で名前を覚えているものはないとしていることから、申立人の勤務実態や、給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる証人も見当たらない。

さらに、昭和 37 年 1 月から 42 年 6 月までの期間において、同事業所で

厚生年金保険被保険者となった 306 名の記録について、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により確認したが、申立人の氏名は無く、健康保険の整理記号番号に欠番は無い。

- 2 申立期間②について、申立人は、「昭和 41 年に E 社にて雇用され、その後、約 2 年間に渡って継続して F 町の現場で勤務していた。」と申し立てているが、雇用保険の被保険者記録を見ると、昭和 41 年 7 月 1 日から同年 8 月 31 日までの期間及び 42 年 6 月 1 日から同年 11 月 20 日までの期間については G 公共職業安定所管内の事業所に勤務していたことが確認でき、41 年 9 月 1 日から同年 12 月 23 日までの期間については H 公共職業安定所管内の事業所に勤務していたことが確認できることから、その申立内容には矛盾がみられる。

また、E 社は昭和 44 年 2 月 26 日に全喪している上、申立人は申立期間当時の記憶が曖昧^{あいまい}であり、当時の同僚等で名前を覚えているものはないとしていることから、申立人の勤務実態や、給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる証人も見当たらないほか、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

さらに、昭和 40 年 1 月から 43 年 12 月までの期間において、E 社で厚生年金保険被保険者となった 57 名の記録について、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により確認したが、申立人の氏名は無く、健康保険の整理記号番号に欠番は無い。

- 3 このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。